

「看護婦等の確保を促進するための措置に関する 基本的な方針」の改定について

「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な方針」の改定について

- 「看護師等の人材確保の促進に関する法律（以下「看護人材確保法」という。）においては、看護師等の人材確保のための促進のため、基本方針（以下「看護師等確保指針」という。）を定めている。
- 現在、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師等確保指針検討部会が開催され（令和5年5月29日、7月7日、8月24日）、看護人材確保法における規定や、今般のコロナ禍を受けて、新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策の実施が必要になっていること等に基づき、看護師等（看護職員）を巡る状況等に応じた看護師等確保基本指針の改定を予定している。
- あわせて、現行の看護人材確保法の規定に沿って、指針の件名を「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」から「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」へ改正する予定である。
- 看護人材確保法に基づく「看護師等確保基本指針」の変更に際し、**病院等に勤務する雇用管理の改善に関する事項、看護師等の就業の促進に関する事項及びその他看護師等の確保の促進に関する重要事項**については労働政策審議会（職業安定分科会）に意見を聴くものとされている。

◎ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）

（基本指針）

第三条 厚生労働大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあっては、次項第二号に掲げる事項に限る。）は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 看護師等の就業の動向に関する事項
- 二 看護師等の養成に関する事項
- 三 **病院等に勤務する看護師等の処遇の改善**（国家公務員及び地方公務員である看護師等に係るものを除く。次条第一項及び第五条第一項において同じ。）に関する事項
- 四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項
- 五 **看護師等の就業の促進に関する事項**
- 六 **その他看護師等の確保の促進に関する重要事項**

3 基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、あわせて当該看護師等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるように、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護師等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、**厚生労働大臣及び文部科学大臣にあっては第二項各号に掲げる事項につき医道審議会の意見を、厚生労働大臣にあっては同項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護師等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項につき労働政策審議会の意見をそれぞれ聴き**、及び都道府県の意見を求めるほか、総務大臣に協議しなければならない。

5 （略）

（公共職業安定所の職業紹介等）

第十条 公共職業安定所は、就業を希望する看護師等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

【看護人材確保法における用語の定義】

- ・ 看護師等：保健師、助産師、看護師及び准看護師
- ・ 病院等：病院、診療所、助産所、老健施設、介護医療院、訪問看護ステーション、看護小規模機能事業所及び定期巡回・随時対応型サービス事業所